

石綿粉じん発生施設（設置・変更）について

1. 石綿粉じん発生施設の種類	
2. 石綿粉じん発生施設の構造	別紙 3 - (1)のとおり
3. 石綿粉じん発生施設の使用の方法	別紙 3 - (2)のとおり
4. 石綿粉じんの処理又は飛散の防止の方法	別紙 3 - (3)のとおり
5. 参考事項	

備考

- 1 石綿粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設に該当する場合には、その項番号及び名称を記載すること。また、ふるい、ベルトコンベア、バケットコンベア又は集積場のいずれかに該当する場合は、その名称を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、常時使用する鉱山労働者数を記載すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 次の事項を記載した書類を添付すること。
 - (1) 石綿粉じん発生施設の配置図
 - (2) 石綿粉じんの排出の方法
 - (3) 石綿粉じんを処理し、又は石綿粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所
 - (4) 石綿粉じんの発生及び石綿粉じんの処理に係る操業の系統の概要
 - (5) 石綿粉じん発生施設を設置する鉱山等の付近の状況
 - (6) 大気汚染防止法第 18 条の 12 の規定による石綿粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
- 5 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

石綿粉じん発生施設の構造

鉱山等における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力 (kW)		
	原料の処理能力 (t / h)		

備考

- 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 石綿粉じん発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

石綿粉じん発生施設の使用の方法

鉱山等における施設番号			
使用状況	使用工程		
	1日の使用時間及び月 使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/ 月	時～時 時間/回 回/日 日/ 月
	季節変動		
原材料	種類		
	各原材料の使用割合		
	各原材料の通常の1日 の使用量 (t / 日)		
	各原材料の通常の月間 使用量 (t / 月)		

備考

原材料の欄は、工程別に記載すること。石綿粉じんを含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の石綿粉じんの割合を原材料の種類に記載すること。

石綿粉じんの処理又は飛散の防止の方法

石綿粉じんを処理し、又は石綿粉じんの飛散を防止するための施設の鉱山等における施設番号						
処理又は飛散の防止に係る石綿粉じん発生施設の鉱山等における施設番号						
石綿粉じんを処理し、又は石綿粉じんの飛散を防止するための施設の名称						
設置年月日		年 月 日	年 月 日			
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日			
処理又は飛散の防止の方法	集じん機	集じん機の種類・型式				
		集じん機の効率(%)				
		集じん容量(m ³ /分)				
		捕集粉じん取出方法				
		捕集粉じん払落とし機構の種類				
		送風機	原動機出力(kW)			
			送風機(m ³ /分)			
		排出口の高さ(m)				
		排出口から敷地境界線までの距離(m)				
	維持管理方法					
	散水	装置の種類・型式				
		散水の方法				
	その他	種類				
方法						
参考事項						

備考

- 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 集じん機の捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力又は動力の別、取出しの周期等を記載すること。
- 3 集じん機の捕集粉じん払落とし機構の種類欄には、粉じん払落とし機構の自動又は手動式の別を記載すること。
- 4 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記載すること。
- 5 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記載すること。
- 6 その他の欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記載すること。
- 7 参考事項の欄には、廃棄物として処理される石綿粉じんの保管及び処分の方法等を記載すること。
- 8 石綿粉じんの処理又は石綿粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。